

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

常滑市水道課より大切なお知らせ

## 2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要です

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

|                                  |                 |
|----------------------------------|-----------------|
| 指定第                              | 号               |
| 指定給水装置工事事業者証                     |                 |
| 住 所                              |                 |
| 事業者名(商号)                         |                 |
| 代表者氏名                            |                 |
| 上記の者を、常滑市水道事業指定給水装置工事事業者として指定する。 |                 |
| 令和 年 月 日                         | 令和8年9月29日までとする。 |
| 常滑市水道事業                          |                 |
| 常滑市長 伊藤辰矢                        |                 |

指定給水装置工事事業者証に記載されている期限が  
【令和8年9月29日まで】  
である指定給水装置工事事業者へ  
7月中に郵送にて通知をします。  
なお、郵便の不着や未更新の方へ  
再通知はいたしません。

更新を希望しない場合は、  
申請不要です。

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に3項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に基づき、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容  
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1、第2、第3、  
・機械器具調書(別表)
- ・定款の写し(法人)又は住民票の写し(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状の写し)等

◎3項目確認資料

- ・指定更新時確認事項アンケート
- ・外部研修の受講履歴等  
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験及び配管技能資格の有無(資格証の写し等)

◇更新申請についてのお問い合わせは  
常滑市水道課 TEL:0569-47-6125